

介護保険サービス事業所の指定及び各種届出について

介護保険サービス事業所の指定の申請や各種届出に必要な書類については、令和 6 年 4 月より、厚生労働大臣が定める様式を使用しています。尾張旭市のホームページ上でも公開していますので、各自ご確認ください。

1 事業所の新規指定・更新申請について

介護保険の地域密着型サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業を行うには、尾張旭市長の指定を受ける必要があります。

指定年月日の前々月の末日までに申請書類の提出をお願いします。

(例) 令和 7 年 5 月 1 日より開始→令和 7 年 3 月 31 日までに提出

介護サービス事業所の指定の有効期間は 6 年間です。

事業を継続実施するためには、尾張旭市長から指定の更新を受ける必要があります。

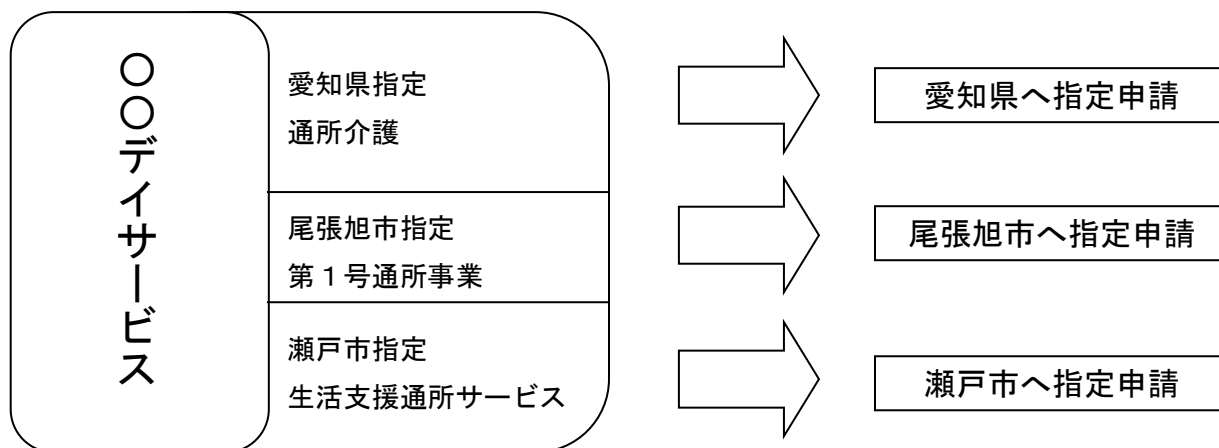
新たな更新年月日の前々月の末日までに更新申請書類の提出をお願いします。

更新せずに指定期間が満了した場合、再度新規申請が認められるまで、介護サービス事業所として報酬請求ができませんので、ご注意ください。

※尾張旭市から個別に更新の連絡は行いません。各事業所で指定有効期間を確認し、指定の効力を失わないように管理をお願いします。

※指定事業ごとに指定を行う必要があります。申請忘れがないよう注意してください。

〈指定申請の提出先の例〉



【提出書類】

- ・ 指定申請書または更新申請書
- ・ 付表
- ・ チェックリスト
- ・ チェックリストに記載の添付書類
- ・ (新規申請) 算定に係る体制等に関する届出
- ・ (新規申請で算定する場合) 介護職員等処遇改善加算計画書

【手数料】

手数料は、指定申請の手続きの際に「納付書」にて納入していただきます。愛知県収入証紙ではありませんので、御注意ください。

申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、更新ができない場合でも手数料は返還しません。

サービス種類	新規指定手数料	指定更新手数料
・ 地域密着型サービス ・ 居宅介護支援	30,000 円	10,000 円
・ 介護予防支援 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業	なし	なし

※他市町村に所在する地域密着型事業所を指定更新する場合は手数料を徴収しません。

2 変更届について

事業所の名称及び住所地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、変更のあった日から 10 日以内に尾張旭市長に届け出てください。

※ 契約書、重要事項説明書の変更については、指定権者に届ける必要はありません。利用申込者に変更内容を説明し、同意を得てください。

3 加算に関する届出（算定に係る体制等に関する届出）

加算に関する届出は、算定を開始する月の前月 15 日（施設系・居住系サービスは当月 1 日）までに届出が必要です（処遇改善加算を除く）。

なお、加算の算定要件に該当しなくなった場合も「加算なし」の届出が必要です。

【処遇改善加算】

処遇改善加算を新規に取得する場合は、算定する月の前々月の末日までに算定に係る体制等に関する届出と計画書を提出してください。加算を算定した事業所は、翌年度の 7 月末までに実績報告書の提出が必要です。

継続して加算を算定する場合は、年度ごとに計画書と実績報告書を提出する必要があります。令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合は、通常と異なり令和 7 年 4 月 15 日（火）を計画書の提出期限とします。

4 休止の届け出・廃止の届け出・再開の届け出について

事業を休止又は廃止する場合には、その休止又は廃止の 1 月前までに、休止した事業を再開する場合には、10 日以内に、尾張旭市長に届け出る必要があります。

5 協力医療機関に関する定例の届出について

認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で入所者の症状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に提出することが義務付けられました。「協力医療機関に関する届出書」を各協力医療機関との協定内容がわかる書類を添付の上、毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までにご提出ください。

6 業務管理体制に関する届出について

平成20年5月28日の介護保険法の改正により、すべての介護サービス事業者（みなし事業所のみの事業者を除く）は、法人単位で、業務管理体制整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。詳細は、厚生労働省ホームページ（介護サービス事業者の業務管理体制）をご確認ください。

地域密着型サービスのみを行う法人であって、事業所が尾張旭市にのみ存在する法人は届出先が尾張旭市となりますので、適切に届出を行ってください。

7 メールアドレスの届出について

尾張旭市長寿課では、事業所に登録していただいたメールアドレスをもとに、周知事項等の連絡をしております。

メールアドレスが未登録の事業所、メールアドレスが変更になった事業所は、登録・変更をお願いします。

【メールアドレス登録・変更の方法】

下記のメールアドレスまで、登録したいメールアドレスから、メールを送信してください。

なお、題名は「メールアドレスの登録」又は「メールアドレスの変更」、本文には「事業所名」「事業所番号」及び「サービス種別」を記載して下さい。

※複数の事業所で同じアドレスを使用する場合は、全ての事業所を記載してください。

choju@city.owariasahi.lg.jp

8 書類の提出について

【電子申請届出システムによる提出（令和7年4月1日開始）】

資料2-2参照

【持参、郵送、メールでの提出（令和8年3月31日まで）】

令和7年4月1日以降も従来通りの提出方法でも受付しますが、令和8年4月1日からは、原則すべての事業者で電子申請届出システムによる提出とします。

・メールで提出する場合の件名（タイトル）は、「年月日・法人名・届出内容」としてください。

（例）2025年（令和7年）7月31日に、株式会社ヒマワリのおひさまデイサービスが加算算定届を提出する場合。⇒「20250731 ヒマワリ加算算定届」

・届出の受付については、メールの到達日を受付日とします。

・5営業日以内にメールをそのまま再送する形で、受け取った旨の返信をします。どの届け出を受け付けたか明らかにするためにも、メールのタイトルは前記のルールを順守してください。返信がない場合には、お問い合わせください。